

8 令和元年  
8月から

# 後期高齢者医療

# 被保険者証が 薄赤色に変わります。



7月下旬にお住まいの市町村から届きます。

※被保険者証の交付に関して手数料は一切かかりません。詐欺には十分ご注意ください。

令和元年8月1日から必ず医療機関窓口で提示してください。

新

薄赤色

後期高齢者医療被保険者証有効期限	令和 2年 7月31日		
被保険者番号	00000001		
住 所	秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館内(1階)		
氏 名	広域 花子		
生 年 月 日	大正XX年XX月XX日	性 別	女
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発 効 期 日	令和 元年 8月 1日		
交 付 年 月 日	令和 元年 8月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保 險 者 番 号	3 9 0 5 0 0 0 0		
保 險 者 名	秋田県後期高齢者医療広域連合		

旧

若草色

後期高齢者医療被保険者証有効期限	平成31年 7月31日		
被保険者番号	00000001		
住 所	秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館内(1階)		
氏 名	広域 花子		
生 年 月 日	大正XX年XX月XX日	性 別	女
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発 効 期 日	平成30年 8月 1日		
交 付 年 月 日	平成30年 8月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保 險 者 番 号	3 9 0 5 0 0 0 0		
保 險 者 名	秋田県後期高齢者医療広域連合		

## 制度の対象者

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがあると認定された方※申請して広域連合の認定を受けた方

## 窓口負担割合について

- 一般の方.....1割
- 一定以上の収入がある方...3割

## 交通事故などにあつたとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。受診する時は医療機関に申し出ていただくとともに、お住まいの市町村窓口で手続きをしてください。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

※窓口負担割合が1割の方のうち、該当する方に送られます。(初回は申請が必要となります。)  
※被保険者証と併せて、医療機関窓口で提示してください。

## 限度額適用認定証(適用認定証)

※窓口負担割合が3割の方のうち、該当する方に送られます。(初回は申請が必要となります。)  
※被保険者証と併せて、医療機関窓口で提示してください。



秋田県後期高齢者医療広域連合

業務課☎018-853-7155  
<http://www.akita-kouiki.jp>

保険料の納付・申請等に関すること

お住まいの市役所、町村役場の後期高齢者医療担当課

制度全般に関すること

秋田県後期高齢者医療広域連合